

衆議院経済産業委員会環境委員会連合審査会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 3 日（水）、第 1 回の連合審査会が開かれました。

- 1 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（内閣提出第 16 号）
二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（内閣提出第 17 号）
・齋藤経済産業大臣、伊藤環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者） 畦元将吾君（自民）、細田健一君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、近藤昭一君（立憲）、馬場雄基君（立憲）、奥下剛光君（維教）、守島正君（維教）、笠井亮君（共産）、鈴木義弘君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

畦元将吾君（自民）

- （1） CCS 事業法案
 - ア 同法案における環境省の具体的な取組
 - イ モニタリング業務の主体及び内容と諸外国の事例
- （2） 水素社会推進法案
 - ア 基本方針、計画認定制度及び判断基準に関するスケジュールと現段階で注意すべき事項
 - イ 環境省による水素の需要創出に向けた取組
 - ウ 水素の安全性に対する経済産業省の認識

細田健一君（自民）

- （1） CCS 事業法案
 - ア 同事業実用化後の我が国のエネルギー政策上の石炭火力発電の位置付け
 - イ 同事業実用化が持つ産業政策上の意義と同事業活用の方向性
- （2） 脱炭素社会実現に向けて二国間クレジット制度（JCM）を活用することについて環境省の見解
- （3） GX 関連予算の適切な執行管理に向けた環境整備について齋藤経済産業大臣の見解

鰐淵洋子君（公明）

- （1） 水素社会推進法案
 - ア 同法案により可能となること、提出時期を含めた法制化の背景及び法案のポイント
 - イ 同法案における環境大臣の関与及び法律施行に向けた経済産業省との連携の在り方
 - ウ 地域資源を活用した水素サプライチェーンの構築に向けた環境省の取組
- （2） CCS 事業法案
 - ア 同事業実用化に向けた環境省によるこれまでの取組
 - イ 実証事業における海洋汚染防止法上の許可制度の運用を通じて見えた法的・技術的課題及び法案による対応策についての環境省の見解
 - ウ 海洋環境の保全と同事業推進の両立に取り組む伊藤環境大臣の決意
 - エ エネルギー政策や気候変動対策の立案に当たり、若者等の多様な意見を反映することについての齋藤経済産業大臣の感想

近藤昭一君（立憲）

- （1） 気候変動対策

- ア 我が国のCO₂排出量が減少傾向にある要因とその分析
- イ G7各国の排出削減目標の基準年を揃えた場合、我が国はオントラックではないとの指摘に対する環境省の見解
- ウ 2030年度目標達成への危惧
- (2) 水素社会推進法案
 - ア 再生可能エネルギー促進に向けた支援策の重要性に対する齋藤経済産業大臣の見解
 - イ 公共施設への再生可能エネルギー導入を増加させつつ、蓄電池に予算を投入する必要性
 - ウ 非効率石炭火力発電におけるアンモニア混焼
 - a 非効率石炭火力発電のフェードアウトにアンモニア混焼が含まれるかの確認
 - b 支援対象に非効率石炭火力発電におけるアンモニア混焼が含まれるかの確認
 - c 支援対象選定時の評価において劣後する場合の支援の有無
 - d アンモニア混焼しても二酸化炭素の排出を減らせない非効率石炭火力発電はフェードアウトさせ、支援しないことの確認
 - e 劣後する石炭火力発電はフェードアウトさせることの確認
 - エ 低炭素水素等
 - a 低炭素水素の定義を定める省令の施行時期
 - b 最初の施行時に対象とされる予定の水素化合物
 - c 水素、アンモニア、合成メタン、合成燃料についての具体的な炭素集約度
 - d 低炭素水素等における基準値についての齋藤経済産業大臣の見解
- (3) CCS事業法案
 - ア CCSによる貯留量の2051年以降の想定
 - イ 同法案により再生可能エネルギーの出力制御がなくなる可能性
 - ウ 電力事業レビューを復活させるなど環境省のチェックを強化する必要性

馬場雄基君（立憲）

- (1) 水素の国内製造目標の有無
- (2) 今回の連合審査会開会に対する伊藤環境大臣の受止め
- (3) CCS事業法案
 - ア 海洋環境や安全性確保への懸念があることに対する伊藤環境大臣の見解
 - イ 環境保全への懸念に対する環境省内での議論の経緯
 - ウ 環境影響評価の対象外とした理由
 - エ 同事業のビジネスモデルとしての確立への疑義
 - オ 同事業でビジネスとしての実績を出していくことへの齋藤経済産業大臣の決意及び透明性をもって事業実績を議論できる環境を整えていく必要性

奥下剛光君（維教）

CCS事業法案

- ア 二酸化炭素の貯留が環境に悪影響を及ぼす可能性
- イ CCS導入が環境負荷を増す可能性
- ウ 地域住民や環境団体と協力して透明性を確保しながら環境保護と同事業の両立を図る必要性
- エ 回収や輸送時の環境配慮に関する責任についての検討の必要性
- オ CO₂流が環境関係法令上の規制対象物質に該当するかについての環境省の見解
- カ 貯留する二酸化炭素の基準を決定する期限
- キ 管理業務責任や賠償責任の取扱い

ク 回収、輸送、貯留の一体的プロセスを考慮し、環境に配慮したCCSの法モデルを検討する必要性についての齋藤経済産業大臣及び伊藤環境大臣の見解

守島正君（維教）

- (1) 脱炭素社会実現に向けて水素及びアンモニアを活用する必要性
- (2) 石炭ガス化複合発電プラント（IGCC）の実装計画と従来型火力発電との発電効率における比較
- (3) 火力発電の脱炭素化に向けた検討状況及びその計画見通し
- (4) 水素及びアンモニアの混焼・専焼に向けた技術開発について齋藤経済産業大臣の見解

笠井亮君（共産）

- (1) 2035年までの我が国のCO₂排出量の削減目標
- (2) 両法律案により見込んでいる今後10年間のCO₂排出削減量
- (3) CCS事業者のモニタリング
 - ア 現行の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）における事業者の海底下廃棄に係るモニタリング期間
 - イ アのモニタリング期間が無期限となっている理由
 - ウ CCS事業法案において、一定の要件を満たす場合、モニタリング義務をJOGMECに移管することを可能としている理由
 - エ JOGMECへ管理業務を移管するまでの期間
 - オ 現行の海洋汚染防止法における海底下廃棄に係る許可の有効期間
 - カ CCS事業法案における貯留事業に係る許可の有効期間の有無
 - キ カの有効期間を定めない理由
- (4) CCS事業への環境影響評価法の適用
 - ア 適用の必要性を判断するために必要な知見の具体的内容
 - イ 同事業については十分な知見がないため環境影響評価法の適用の必要性を判断できないとしている理由
 - ウ CCS長期ロードマップにおける同事業の開始目標時期である2030年までに判断できない可能性
 - エ 環境影響評価法の適用をすれば同事業への住民合意が得られなくなるとの懸念から同法の対象から除外している可能性

鈴木義弘君（国民）

- (1) 両法案に関して環境省が経済産業省に求めてきた見解
- (2) 我が国の領海外において二酸化炭素の漏えいが発生した場合における責任の所在
- (3) 環境問題に係る産業界へのこれまでの規制に対する検証の有無
- (4) 海底に貯蔵したCO₂が漏えいした場合における対応方針
- (5) CO₂の貯蔵状況の監視を環境省が責任を持って行う必要性
- (6) 2030年にCO₂排出量を46%削減する目標の達成可能性